規則をここに公布する。

平成二十五年十二月十七日

山口県知事

Щ 本

繁太郎

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める

山口県規則第五十八号

般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (平成二十五年山口県条例

める規則(一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定

山口県事務委任規則の一部を改正する規則 (人事課).... 山口県行政組織規則の一部を改正する規則 (人事課)

〇人委規則

П

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則..

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

○公安委規則

山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則....

Щ

報

則

〇規則

目

次

12月17日 (火曜日)

平成 25 年

十五日とする

第四十三号) 附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十五年十二月二

る規則をここに公布する 般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定め

平成二十五年十二月十七日

山口県知事

Щ

本

繁太郎

山口県規則第五十九号

定める規則 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を

口県条例第四十四号)の施行期日は、平成二十五年十二月二十五日とする 般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (平成二十五年山

山口県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する

平成二十五年十二月十七日

山口県知事 Щ 本

繁太郎

山口県規則第六十号

. 四

ಶ್

山口県行政組織規則の一部を改正する規則

山口県行政組織規則 (昭和四十三年山口県規則第十五号)の一部を次のように改正す

第二十八条の二において準用する場合を含む。)」に改める 者(」の下に「同法第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を 法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、「被害 律第四章」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第四章(同法 含む。」を加え、同項第八号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法 第四十七条の五第二項第四号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する

則

この規則は、 平成二十六年一月三日から施行する

山口県知事

Щ

本

繁太郎

平成二十五年十二月十七日

山口県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

山口県規則第六十一号

山口県事務委任規則の一部を改正する規則

山口県事務委任規則(昭和四十四年山口県規則第二十一号)の一部を次のように改正

定」に改める。 での規定中「の規定」を「 (法第二十八条の二において準用する場合を含む。) の規 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、同号イからへま 第二十五条第二号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を

この規則は、平成二十六年一月三日から施行する。



給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する

П

平成二十五年十二月十七日

П 県 人 事 委 員 会

Щ

山口県人事委員会規則第十三号

Щ

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

のように改正する 給料の調整額に関する規則 (昭和三十四年山口県人事委員会規則第二号)の一部を次

に改める。 別表第一精神保健福祉センターの項中「三一一、九〇〇円」を「三一二、八〇〇円.

円」に改め、同表八級の項中「一二、五〇〇円」を「一二、六〇〇円」に改め、別表第 を「一一、四〇〇円」に改め、同表七級の項中「一二、一〇〇円」を「一二、二〇〇 の項中「一二、八〇〇円」を「一二、九〇〇円」に改め、同表九級の項中「一四、五〇 〇円」を「一四、六〇〇円」に改め、 別表第二の一の表二級の項中「八、五〇〇円」を「八、六〇〇円」に改め、同表八級 別表第二の二の表五級の項中「一一、三〇〇円」

> ○○円」に改め、同表三級の項中「一一、六○○円」を「一一、七○○円」に改める。 一、一○○円」に改め、別表第二の九の表二級の項中「一一、○○○円」を「一一、一 の表一級の項中「九、〇〇〇円」を「九、一〇〇円」に改め、同表二級の項中「一一、 円」に改め、別表第二の七の表六級の項中「一一、七〇〇円」を「一一、八〇〇円」に を「一四、三〇〇円」に改め、別表第二の五の表三級の項中「一四、六〇〇円」を「一 「一二、二〇〇円」を「一二、三〇〇円」に改め、同表六級の項中「一四、二〇〇円」 |二の三の表||級の項中「八、六○○円」を「八、七○○円」に改め、同表四級の項中 改め、同表七級の項中「一二、六〇〇円」を「一二、七〇〇円」に改め、別表第二の八 一〇〇円」を「一一、二〇〇円」に改め、同表三級の項中「一二、〇〇〇円」を「一 七〇〇円」に改め、別表第二の六の表四級の項中「九、七〇〇円」を「九、八〇〇 附 則

る規則別表第一及び別表第二の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。 この規則は、平成二十五年十二月二十五日から施行し、改正後の給料の調整額に関す

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十二月十七日

Щ П 県 人 事 委 員 会

山口県人事委員会規則第十四号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

部を次のように改正する。 職員の退職手当の支給に関する規則(昭和五十年山口県人事委員会規則第十二号)の

第二条の三を次のように改める。

第二条の三 削除

るූ 第二条の七第一項中「第二条の六」を「前条」に改め、 同条の次に次の一条を加え

(募集実施要項の記載事項

第二条の八 次に掲げる事項とする。 条例第八条の二第二項第十一号に規定する人事委員会規則で定める事項

- 条例第八条の二第九項各号に掲げる者は応募をすることができない旨
- |一||条例第八条の二第十||項ただし書の規定により認定をしない旨の決定をする場合 がある旨
- 認定を行つた後遅滞なく、退職すべき期間内のいずれかの日から退職すべき期日

要項に退職すべき期間を記載した場合に限る。) を定め、条例第八条の二第十三項の規定による通知をすることとなる旨 (募集実施

兀 条例第八条の二第五項の規定により募集の期間を延長する場合があるときは、そ

五 条例第八条の二第十四項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げ の旨

る場合があるときは、その旨

第八条の二第一号及び第二号を次のように改める。 条例第五条第一項第二号に掲げる者

二(条例第八条の二第十一項に規定する認定を受けて同条第十六項第三号に規定する) 退職すべき期日に退職した者

別記第二号様式から別記第七号様式までを次のように改める。 六 条例第四条第一項第三号及び条例第五条第一項第六号に掲げる者 第八条の二第六号を次のように改める。

第2号様式から第7号様式まで 別記第八号様式の別紙を次のように改める。

本樹氏 ゴ┛岩	⑩退職事由(退職事由は、所定 で、適正に記入してください。)	別紙
Í	事由は、所定総 てください。)	
1	竹日数及び	
	給付制限の	
)有無に影	
	所定給付日数及び給付制限の有無に影響を与える場合があるのい。)	
行権権キジー	易合があるの	

																			所属長記載欄
																			退職者 記載欄
Ξ.	5 その他 (/-4のいずれにも該当しない場合)	(6) その他 (具体的に)	(5) 転居により通勤困難となつたことによる退職 (新住所	(4) 配偶者等との別居生活が継続困難となつたことに よる退職	(3) 家庭の事情の急変 (父母の扶養、親族の介護等) があつたことによる退職	(2) 妊娠、出産、育児等を行う必要があつたことによ る退職	4 職員の個人的な事情に起因する退職 (1) 職務に耐えられない体調不良、けが等があつたこ とによる退職	3 公務上の傷病による退職	(8) 職員の退職手当に関する条例第4条第/項第3号 及び同条例第5条第/項第6号に掲げる者	(7) 職員の退職手当に関する条例第8条の2第//項に 規定する認定を受けて同条第/6項第3号に規定する 退職すべき期日に退職	(6) 地方公務員法第28条第 / 項第 4 号の規定による免職の処分	(5) 地方公務員法第28条第/項第/号又は第3号の規 定による免職若しくはこれに準ずる処分	(4) 地方公務員法第28条第 / 項第 2 号の規定による免職又はこれに準ずる処分	(3) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職	(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合に限る。)又はこれに準ずる退職	2 所属長からの働きかけ等による退職(1) 懲戒免職等処分	(2) 任期満了による退職	/ 定年又は任期満了による退職 (1) 定年による退職(定年 歳)	退職の事由
																			公共職業安 定所記載欄

附 則

具体的事情記載欄(所属長用)

この規則は、公布の日から施行する。



山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十二月十七日

Щ П 県 公 安 委

員 会

山口県公安委員会規則第四号

山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則

ように改正する。 山口県警察本部組織規則 (昭和二十九年山口県公安委員会規則第十号)の一部を次の

害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法第四条第二項生活安全企画課に関する部分第九号中「配偶者からの暴力の防止及び被

律」に改める。 則

この規則は、平成二十六年一月三日から施行する。